

亀山市告示第160号

亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱等の一部を改正する告示

( 亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正 )

第1条 亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成22年亀山市告示第47号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び同表備考中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

( 亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部改正 )

第2条 亀山市未熟児養育医療給付実施要綱(平成25年亀山市告示第59号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

( 亀山市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱の一部改正 )

第 3 条 亀山市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱（平成 26 年亀山市告示第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。